

第16号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

国民健康保険税の税率改定等を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の8.1」に改める。

第5条中「2万5,000円」を「2万円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.81」に改める。

第9条中「8,000円」を「6,000円」に改める。

第11条中「100分の2.15」を「100分の2.27」に改める。

第13条中「1万1,000円」を「1万円」に改める。

第26条第1項第1号ア中「1万7,500円」を「1万4,000円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「4,200円」に改め、同号オ中「7,700円」を「7,000円」に改め、同項第2号ア中「1万2,500円」を「1万円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「3,000円」に改め、同号オ中「5,500円」を「5,000円」に改め、同項第3号ア中「5,000円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,200円」を「2,000円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,750円」を「3,000円」に改め、同号イ中「6,250円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「1万円」を「8,000円」に改め、同号エ中「1万2,500円」を「1万円」に改め、同項第2号ア中「1,200円」を「900円」に改め、同号イ中「2,000円」を「1,500円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「2,400円」に改め、同号エ中「4,000円」を「3,000円」に改める。

第26条の2中「第6号」を「第5号」に改め、「。次号において同じ」を削る。

第29条第1項の表第6号を削り、同表第7号を同表第6号とし、同表第8号を同表第7号とし、同条第2項ただし書中「又は第7号」を削り、同条第3項ただし書中「同項の表第6号に該当する場合又は」を削り、「同表」を「同項の表」に改め、同条第4項中「第7号」を「第6号」に改め、同条第5項中「又は第7号」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。